資料１－２

財　関　第１３４１号
令和８年11月20日

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之　殿

財務大臣　片 山 さ つ き

不当廉売関税の課税について

関税定率法第８条第１項の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするビスフェノールＡに対して不当廉売関税を課することについて、不当廉売関税等に関する政令第20条の規定に基づき諮問する。

（別紙）

関税定率法第８条第５項の調査の結果、大韓民国（以下「韓国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするビスフェノールＡについて、不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第１項の規定に基づき、以下のとおり不当廉売関税を課する。（※1）

（※1）韓国を原産地とするもののうち、LG CHEM, LTD.により生産されたものを除く。

１．貨物の供給国又は地域

韓国及び台湾

２．課税対象貨物

ビスフェノールＡ

３．税率（一般の関税のほかに課する不当廉売関税の税率）

貨物の供給国又は地域	税　　率
韓国	７．０％
台湾	８．７％（※2）

（※2）CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.により生産されたものにあっては、２．４％

４．期間

５年